

#### ④ 開業後も視野に入れる

事業には様々なリスクがあります。お客様が来なかったらどうするか、仕入条件の変更があったらどうなるか、など可能性のあるリスクを事前に予測しておき、その際の対応も検討しておきましょう。備えあれば憂いなしです。

万が一のことを考えると、半年～1年は自分の給料が出せなくても生活できる程度の自己資金のゆとりが欲しいところです。

※ 事業計画書の書式は様々ありますが、一般的には国民生活金融公庫の開業計画書を参考にするとよいでしょう。

詳しくは公庫ホームページをご覧ください。

国民生活金融公庫 <http://www.kokukin.go.jp/>

#### ▼ 業種別に見た収支比率（参考数値）

売上高を100%としたときの主要費用のおよその目安を示しました。参考にしてください。

費目		業種	婦人・子供服小売業	花・植木小売業	菓子・パン製造小売業	惣菜屋	食堂レストラン	喫茶店	美容院
売上高		(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
売上原価（仕入高）		(%)	59.5	49.8	39.5	42.9	41.6	28.1	14.7
売上総利益		(%)	40.5	50.2	60.5	57.1	58.4	71.9	85.3
販売管理費 (%)	人件費		18.9	26.4	35.6	31.2	30.1	37.7	52.9
	支払利息		1.0	0.8	0.9	0.5	0.8	0.9	0.8
	広告費		1.0	1.0	0.5	0.8	1.0	1.1	1.3
	その他経費		17.5	20.0	20.2	22.8	24.0	28.7	26.6
	合計		38.4	48.2	57.2	55.3	55.9	68.4	81.6
営業利益		(%)	2.1	2.0	3.3	1.8	2.5	3.5	3.7
1人あたり売上高		(千円)	25,482	18,845	14,721	21,620	15,408	17,334	6,598
坪当たり売上高		(千円)	3,887	5,565	4,400	3,690	2,155	2,421	7,959 (椅子1台当たり)

注) 出典：小企業の経営指標（国民生活金融公庫）、中小企業の経営指標（中小企業庁編）

#### ■ 情報収集のために ■

下記ホームページでは開業に関する資料や、相模原市内で開業する際に必要な統計データを得ることができます。

・相模原市ホームページ <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

・統計データ・ポータルサイト～政府統計の総合窓口～ <http://portal.stat.go.jp/>

## 7：開業と販売促進

いよいよ店舗オープンとなったら、店舗オープンのPRと集客のための手段を準備しておきます。店のターゲット顧客や集客範囲、予算を考え、複数のツールを組み合わせ利用しましょう。

- ① お店のイメージカラーやロゴマークを決めて統一感を出すことも必要です。
- ② 開業のお知らせを知人や友人らに出します。口コミで広がる可能性があります。
- ③ 新聞折込チラシやタウン誌などへの掲載はコストがかかりますが、広範囲からの集客が可能です。
- ④ お店のパンフレットや、名刺大のショップカードも大切なツールです。
- ⑤ ホームページは、ネット販売をしなくてもお店の存在を知らせる大切な手段になっています。簡単なもので良いので、開店当初から準備しておくといいでしょう。
- ⑥ ポイントカードやクーポン券はお客様のリピート率を高める方策の一つですが、お店の利益率を悪化させないように還元率を検討してください。
- ⑦ 商店街組織などには積極的に参加しましょう。ご近所付き合いから顧客が広がることもあります。

## 8：許認可と届出

### ▼ 営業に必要な許認可や届出

開業業種	内容	担当窓口
飲食業・喫茶店業	レストラン、そば屋、喫茶店、カフェなど	相模原市保健所 Tel.042-754-1111
食品販売業	弁当類、パン・菓子製造小売など	
ペットショップ	ペットの販売を行うもの	相模原警察署 生活安全課 Tel.042-754-0110
リサイクルショップ	リサイクル品、中古品、骨董品の売買	

注) その他、業種や事業内容に応じて確認しましょう。

### ▼ 開業後の届出

- ① 税務署への届出（相模原税務署 042-756-8211）  
個人、法人に関わらず、税務署に開業届出書（法人設立届出書）を提出します。
- ② 人を雇用したときの届出

届出先	種類	留意点
労働基準監督署 Tel.042-752-2051	労災保険	正規従業員の他、パート、アルバイトにも適用されます。
公共職業安定所 Tel.042-776-8609	雇用保険	正規従業員や、1週間の所定労働時間が20時間以上の従業員に適用されます。
社会保険事務所 Tel.042-745-8101	健康保険 厚生年金保険	法人は強制適用となります。 個人事業の場合は従業員5名以上で強制適用となります。